

経済産業省 経済産業政策局 競争環境整備室 御中

令和 3 年度産業経済研究委託事業
(グリーン社会の実現と競争政策に関する論点整理
に向けた調査)
報告書

MRI 三菱総合研究所

2022年3月25日

サステナビリティ本部

はじめに

2015年にパリ協定が採択され、世界的な平均気温の上昇を産業革命前と比べて少なくとも2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが世界共通の長期目標となった。我が国においても、2020年10月26日に、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、同年12月25日には、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたグリーン成長戦略が策定され、次々と具体的な政策が示されている。

こうした中、近年、特に欧州を中心に、サステナビリティや環境保護、気候変動対策に配慮した取組みを競争政策上どのように考慮すべきかについて、活発に議論が行われている。今後、パリ協定の実現等に向けた企業による取組みが活発化していくことが見込まれるところ、我が国においても、グリーン社会の実現と競争政策との関係を整理・検討することは、有意義であると考えられる。

以上のような認識の下、本調査では、グリーン社会の実現に向けた競争政策に関連する論点として、気候変動対策等に関する国内外の動向調査やサステナビリティ確保に向けた競争政策の検討状況に関する調査を実施した。なお、サステナビリティ確保に向けた競争政策の検討状況に関しては、2021年3月時点の動向は経済産業省「令和2年度産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費）（近年の競争環境・競争政策等の動向に関する調査）報告書」（委託先：三菱総合研究所）で取りまとめているため、本調査でも参考にしていく。

本調査では、サステナビリティ確保に向けた競争政策の検討状況に関する調査について、森・濱田松本法律事務所及び柳田国際法律事務所の協力を得て、競争政策の動向を網羅的にまとめることができた。また、諸外国の法学関係者（学者及び弁護士）の有識者ヒアリングを実施し、政策の背景についての理解を深め、我が国の今後の競争政策及び企業活動への示唆を多く得ることができた。本調査に御協力いただいたすべての皆様に、厚く御礼申し上げます。

本報告書が、今後のグリーン社会の実現に資する競争政策の発展に向けて、広く活用されれば望外である。

2022年3月

三菱総合研究所

目次

1. 本事業の目的及び概要	1
1.1 本事業の目的	1
1.2 本事業の概要	1
1.2.1 調査の全体像	1
1.2.2 調査への協力	1
1.2.3 調査のスケジュール	2
2. 気候変動対策等に関する国内外の動向調査(GHG 排出削減に係る政策)	3
2.1 各国の動向	3
3. 気候変動対策等に関する国内外の動向調査(ファイナンス・情報開示)	4
3.1 各国の動向	4
4. サステナビリティ確保に向けた競争政策の検討状況に関する調査	5
4.1 EU における検討状況	5
4.1.1 Policy Brief の公表	5
4.1.2 水平的協力ガイドライン改正案の公表	6
4.2 オランダにおける検討状況	12
4.2.1 EU レベルでの議論への積極的な関与	12
4.2.2 サステナビリティに関する適用除外を認める立法の推進	13
4.3 ギリシャにおける検討状況	14
4.4 オーストリアにおける競争法の改正	15
4.5 ドイツにおける検討状況	15
4.5.1 バナナ業界における賃金に関する取組み	16
4.5.2 動物の福祉に関する取組み	16
4.5.3 生乳価格の引上げに関する取組み	16
4.6 英国における検討状況	16
4.7 OECD における検討状況	17

図 目次

図 4-1 水平的協力ガイドライン改正案におけるサステナビリティ合意の検討プロセス	7
---	---

表 目次

表 1-1 有識者ヒアリング対象者一覧.....	2
表 1-2 調査のスケジュール	2
表 2-1 各国・地域の温室効果ガス排出削減目標.....	3
表 3-1 各国の気候変動ファイナンスと情報開示の状況	4

1. 本事業の目的及び概要

1.1 本事業の目的

2015年にパリ協定が採択され、世界的な平均気温の上昇を産業革命前と比べて少なくとも2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが世界共通の長期目標となった。我が国においても、2020年10月26日に、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、同年12月25日には、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたグリーン成長戦略が策定され、次々と具体的な政策が示されている。

こうした中、特に欧州を中心に、サステナビリティや環境保護、気候変動対策に配慮した取組みを競争政策上どのように考慮すべきかについて、活発に議論が行われており、例えば、ギリシャやオランダでは、サステナビリティと競争政策に係るディスカッションペーパーやガイドライン草案が競争当局から公表されている。

今後、パリ協定の実現等に向けた企業による取組みが活発化していくことが見込まれるところ、我が国においても、グリーン社会の実現と競争政策との関係を整理・検討することは、有意義であると考えられる。

以上のような認識の下、本調査では、グリーン社会の実現に向けた競争政策に関する論点の整理に向けて、国内外における検討状況や、競争法が障害となりうる具体的な事例等に関する調査を実施した。

1.2 本事業の概要

1.2.1 調査の全体像

調査項目としては、以下の政策動向に関する調査を実施した。また、それぞれの調査項目における調査対象は、その調査項目に占める重要性・必要性に応じて、以下のとおり選定した。

なお、サステナビリティ確保に向けた競争政策の検討状況については、2021年3月までのものは経済産業省「令和2年度産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費）（近年の競争環境・競争政策等の動向に関する調査）報告書」（委託先：三菱総合研究所）にて取りまとめていることから、2021年4月以降の主なものを調査した。

- 気候変動対策等に関する国内外の動向調査（GHG 排出削減に係る政策）
調査対象：日本、EU、米国、中国
- 気候変動対策等に関する国内外の動向調査（ファイナンス・情報開示）
調査対象：EU、英国、米国、中国、ASEAN、その他国際機関
- サステナビリティ確保に向けた競争政策の検討状況に関する調査
調査対象：EU、オランダ、ギリシャ、オーストリア、ドイツ、英国、OECD

1.2.2 調査への協力

本調査においては、サステナビリティ確保に向けた競争政策の検討状況に関する調査について、森・濱田松本法律事務所及び柳田国際法律事務所の協力を得て、競争政策の動向を収集した。また、諸外

国の法学関係者(学者及び弁護士)の有識者ヒアリングを実施し、政策の背景への理解を深めた。対象者は以下の表 1-1 のとおりである(敬称略、アルファベット順)。

表 1-1 有識者ヒアリング対象者一覧

氏名	所属	概要
Maurits Dolmans	Partner, Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP	競争政策とサステナビリティをめぐる問題に詳しく、2020年12月のOECDの非公開ヒアリング(Sustainability and Competition)に出席し、2021年にも関連トピックでのイベントのパネリストも務めている。
Simon Holmes	Visiting Professor, the University of Oxford; Judge, the UK London Competition Appeal Tribunal	2020年に“Climate change, sustainability, and competition law”、2021年に“Competition Law, Climate Change & Environmental Sustainability”を発表。世界各国の競争政策とサステナビリティをめぐる法政策に精通している第一人者。
Amelia Miazad	Director and Senior Research Fellow, Business in Society Institute Lecturer, UC Berkeley School of Law	2021年に論文“Prosocial Antitrust”を発表。欧州のサステナビリティと独占禁止法の考え方の調和の議論と米国の現状について紹介している。
Dirk Middelschulte	VP Global General Counsel Competition, Unilever	2021年の“Competition Law, Climate Change & Environmental Sustainability”の共同編者。競争政策及びサステナビリティに関連する法政策と企業活動との関係に詳しい。
Julian Nowag	Associate Professor (docent) in EU law with a specialisation in competition law at Faculty of Law, Lund University	OECDのレポート“Sustainability and Competition”の作成を主導。2021年2月のイベント“2021 OECD Competition Open Day”も主催した。

1.2.3 調査のスケジュール

本調査のスケジュールは以下の表 1-2 のとおりである。調査は 2021 年 9 月より開始し、2022 年 3 月に終了した。

表 1-2 調査のスケジュール

調査項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)気候変動対策等に関する国内外の動向調査(GHG排出削減)	文献調査	結果取りまとめ					
(2)気候変動対策等に関する国内外の動向調査(ファイナンス・情報開示)	文献調査	結果取りまとめ					
(3)サステナビリティ確保に向けた競争政策の検討状況に関する調査	ヒアリング候補検討	ヒアリングアジェンダの検討・調整・実施		文献調査	結果取りまとめ		
(4)調査報告書作成						報告書作成	
打合せ	▲ ▲ ▲		▲	▲ ▲			

2. 気候変動対策等に関する国内外の動向調査(GHG 排出削減に係る政策)

2.1 各国の動向

各国及び地域の温室効果ガス削減目標については、表 2-1 に示すとおりである。日本、EU、米国は 2050 年に温室効果ガスの排出ネットゼロを掲げている。調査対象としたすべての国と地域において、2030 年目標が掲げられているが、その削減割合や基準となる年は様々である。

表 2-1 各国・地域の温室効果ガス排出削減目標

国・地域	京都議定書 (2008-12年目標)	パリ協定 (2025or2030年目標)	最新NDC (2030年目標)	2050年 温室効果ガス 排出ネットゼロ
日本	▲6%(1990年比)	2030年度に▲26%(2013年度比)	2030年度に▲46%(2013年度比) (2021年4月22日 気候サミットで発表)	表明済み
EU	▲8%(1990年比)	2030年に▲40%以上(1990年比) 及び▲24%(2013年比)	2030年に▲55%以上(1990年比) (2020年12月、NDC再提出)	表明済み
米国	▲7%(1990年比) ※締結せず	2025年に▲26-28%(2005年比)	2030年に▲50-52%(2005年比) (2021年4月、NDC提出)	表明済み
中国	数値目標無し	2030年前後のできるだけ早い時期に 排出量を削減に転じさせる、GDP当たり CO2排出量を▲60-65%(2005年比)	2030年までに排出量を削減に転じさせる、 GDP当たりCO2排出量を▲65%以上 (2005年比) (2020年9月の国連総会、 12月の気候野心サミットで習主席が表明)	CO2排出を 2060年までに ネットゼロ

出所) 外務省「日本の排出削減目標」(2022) (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000121.html, 2022 年 2 月 10 日最終閲覧)を基に三菱総合研究所作成

3. 気候変動対策等に関する国内外の動向調査(ファイナンス・情報開示)

3.1 各国の動向

2021年は11月にCOP26が開催されたこともあり、世界的に気候変動関連ファイナンス・情報開示のフレームワークに関する制度導入の動きが大きく進展した年であると言える。表 3-1 は、主要各国及び国際機関による最近の気候変動ファイナンスや情報開示制度の取組状況の概要である。

表 3-1 各国の気候変動ファイナンスと情報開示の状況

国・地域・機関	概要	具体的施策
日本	2021年6月、コーポレートガバナンスコード改訂によりTCFD開示が実質制度化。 2021年5月、経済産業省、環境省、金融庁はクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針を発表。	2022年4月から運用開始されるプライム市場に上場する企業はTCFD提言に準拠した気候関連情報開示が求められる。 2020年12月に国際資本市場協会(ICMA)が発表したクライメート・トランジション・ハンドブックに準拠しつつ対象範囲や推奨手続きについて詳しく解説。
EU	2021年4月、EU委員会はEU Taxonomyの「グリーンリスト」を公表。 2021年3月、EU委員会はサステナブルファイナンス開示規則の適用を開始。	6つの環境分野のうち気候変動緩和と気候変動適応の基準案(グリーンリスト)を公表し、2022年1月1日に適用開始。 資産運用会社及び証券会社等に特定のESG関連データの収集と報告の開始を義務付け、気候変動等が投資がどのような悪影響を及ぼすかを情報開示。
英国	2020年11月、英国政府はTCFD開示義務化のためのロードマップを公表。	上場企業及び年金運用事業者に対しTCFD提言に沿った情報開示を2025年までに段階的に義務化する計画。
米国	2021年5月、ホワイトハウスが「気候関連金融リスク」に係る大統領執行命令を発令。 2021年3月、証券取引委員会(SEC)が気候ESGタスクフォースを設置。	気象の激甚化を受け物理的リスクが企業から投融資を通じて金融機関に与える影響が無視できないレベルになったため、適切なリスク管理を目的に、金融機関による気候関連金融リスク開示を全国的に進めることを表明。 2010年に発表された既存の開示基準を基に気候変動に係る開示基準を策定中。 2021年3月にパブリックコンサルテーションを実施。
中国	2021年7月、上海環境エネルギー取引所で全国統一のCO2排出権取引市場が運営開始。	2020年9月に宣言された2060年カーボンニュートラル実現の一環で、2011年から地方レベルで実施されてきた排出権取引を上海に一本化したもの。
ASEAN	2021年1月、シンガポール銀行協会がASEANを対象とするGFIT Taxonomyを作成、コンサルテーションを実施。	EU Taxonomyのフレームワークに準拠するがDeep Greenを支持するEU Taxonomyと異なり、炭素多排出産業の脱炭素化のための移行を促進するトランジション(移行)を強く打ち出していることが特徴。
国際機関	2021年2月、IFRS財団は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSA)の設立を発表。	気候関連情報を財務会計に取り組むため、国際会計基準審議会(IASB)に並列する形でISSAを設立し、詳細な開示基準について検討を開始する。

出所)三菱総合研究所作成

4. サステナビリティ確保に向けた競争政策の検討状況に関する調査

以下では、2021 年 4 月以降の EU 及びその加盟国の競争当局等によるサステナビリティ確保に向けた競争政策の検討状況について取りまとめた。なお、サステナビリティ確保に向けた競争政策の検討状況について、2021 年 3 月までのものは、経済産業省「令和2年度産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費）（近年の競争環境・競争政策等の動向に関する調査）報告書」（委託先：三菱総合研究所）にて取りまとめている^{1, 2}。

4.1 EU における検討状況

4.1.1 Policy Brief の公表

欧州委員会は、バステアー上級副委員長（競争政策）による 2021 年 9 月 10 日の基調講演³と時期を合わせて、2021 年 9 月 14 日、“Competition Policy in Support of Europe’s Green Ambition”と題する文書（Policy Brief）⁴を公表した。この Policy Brief は、サステナビリティを推進する上で競争法が果たす役割について、それまでの欧州委員会の取組みを紹介し、欧州委員会による検討の状況を概括するものである。

この Policy Brief の Antitrust の項で、欧州委員会は、企業間の協力について、Guidelines for the assessment of horizontal cooperation agreements（水平的協力ガイドライン）の改正等による明確化を進めるものとし、Treaty on the Functioning of the European Union（EU 機能条約。以下「TFEU」という。）101 条 1 項が定める競争の制限に該当しない場合を具体例とともに示す方針を示した。また、TFEU101 条 3 項による適用免除の解釈において、サステナビリティに関する便益が考慮されることを明確化することが有用と考えられる旨を述べる等、今後の政策の方向性についても言及している。さらに、適用免除の運用において規制のサンドボックス制度（期間及び範囲を限定して、従来の法規制の適用を免除し、新しい技術等の実証実験を行う制度）を活用する可能性にも言及している。

もっとも、この Policy Brief は、水平的協力ガイドラインの改正の方向性については最小限の言及しかしておらず、いわゆる“out of market efficiencies”（市場外の効率性）を競争法の分析において考慮できるか（より正確に言えば、TFEU101 条 3 項による適用免除を認めるかどうかという点を検討するにあたって、サステナビリティに関する合意によってもたらされる便益について、消費者に対する公

¹ 経済産業省「令和2年度産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費）（近年の競争環境・競争政策等の動向に関する調査）報告書」（2021）（https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000056.pdf, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧）

² 高宮雄介＝高橋尚子「サステナビリティへの取組みと独禁法・競争法—諸外国及び日本の動向を踏まえた企業の事業活動への示唆」94 頁（NBL1200 号）（2021）

³ European Commission, Competition Policy in Support of Europe’s Green Deal (2021) (https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2019-2024/vestager/announcements/competition-policy-support-green-deal_en, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁴ European Commission, Competition Policy in Support of Europe’s Green Ambition (2021) (<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/63c4944f-1698-11ec-b4fe-01aa75ed71a1/language-en/format-PDF>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

平な利益の分配(fair share of benefits)があると認められるのはどこまでの範囲か⁵⁾という問題については、積極・消極⁶⁾両方の考えを紹介するにとどまっていた。ただし、欧州委員会は、この文書において、従前と同様の消費者便益分析をなお維持し、サステナビリティの便益はその判断枠組みの中で考慮することは合理的であると考えられる旨を述べている⁷⁾(“The commission considers that these are sound principles that ensure that antitrust enforcement remains anchored to the consumer welfare standard and at the same time allows sustainability benefits that accrue for the benefit of society as a whole, to be taken into account.”)。

4.1.2 水平的協力ガイドライン改正案の公表

欧州委員会は、2019 年以降、2 つの水平的協力に関する Block Exemption Regulations(一括適用免除規則)⁸⁾及びこれらに関連する Guidelines for the assessment of horizontal cooperation agreements(水平的協力ガイドライン)の改正を進めてきたところ、2022 年 3 月 1 日、水平的協力ガイドラインの改正案⁹⁾(以下「本ガイドライン案」という。)を公表し、意見募集を開始した。本ガイドライン案は、上記 2 つの一括適用免除規則が 2022 年 12 月 31 日をもって失効することに対処するためのものであり、サステナビリティの問題への対処だけを対象とするものではないが、新たに“Sustainability Agreement”と題する一章(第 9 章)を設け、サステナビリティに関する合意についての EU 競争法上の考え方について解説している。なお、本ガイドライン案は、意見募集等の所要の手続を経た後、2023 年 1 月 1 日から施行される見込みである¹⁰⁾。

本ガイドライン案は、“Sustainability Agreement”(以下「サステナビリティ合意」という。)とは「形態の如何を問わず、1 つ以上のサステナビリティの目的を真に追求する、あらゆる種類の水平的な共同の合意」と定義した上で、サステナビリティ合意に対する TFEU101 条の適用について、以下のとおり概ね 4 段階の分析を行うこととし、各段階についての考え方を整理している。本ガイドラインが採る分析

⁵⁾ 例えば、自動車メーカーによる CO2 削減のための取組みは、どのようなタイムフレームでその影響を評価するにもよるが、その便益の程度が大きければ、自動車市場における消費者もより良い環境を享受できるという利益の分配がなされていると評価する余地があり、既存の判断枠組みでもある程度捕捉できると思われる。他方、食肉生産者による動物の福祉の実現のための取組みは、食肉市場における消費者が何らかの利益を享受できているとは評価しづらく、既存の判断枠組みを緩和しなければ、このような市場外の効率性を考慮できないのではないかという問題が生じる。

⁶⁾ 消極意見は、競争法の分析において考慮できる要素の範囲を緩めることにより、サステナビリティ以外の領域における競争のインセンティブや法執行の効率性が損なわれるおそれがあることを指摘している。なお、ここで言う「積極」「消極」とは、サステナビリティの実現を競争政策によって実現することについてのものではなく、あくまでも、TFEU101 条に関する既存の判断枠組みを緩和することについてのものであることに留意されたい。

⁷⁾ European Commission, Competition Policy in Support of Europe's Green Ambition (2021) p.6 (<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/63c4944f-1698-11ec-b4fe-01aa75ed71a1/language-en/format-PDF>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁸⁾ Commission Regulation No 1217/2010 of 14 December 2010 on the application of Article 101(3) of the Treaty on the functioning of the European Union to categories of research and development agreements(研究開発協定適用免除規則)及び Commission Regulation No 1218/2010 of 14 December 2010 on the application of Article 101(3) of the Treaty to categories of specialisation agreements(専門化協定適用免除規則)

⁹⁾ European Commission, Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements (2022) (https://ec.europa.eu/competition-policy/system/files/2022-03/draft_revised_horizontal_guidelines_2022.pdf, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

¹⁰⁾ これは、本文に記載したように、本ガイドライン案が、2 つの一括適用免除規則が 2022 年 12 月 31 日をもって失効することに対処するためのものであることによる。

の段階を整理すると、図 4-1 のとおりである。

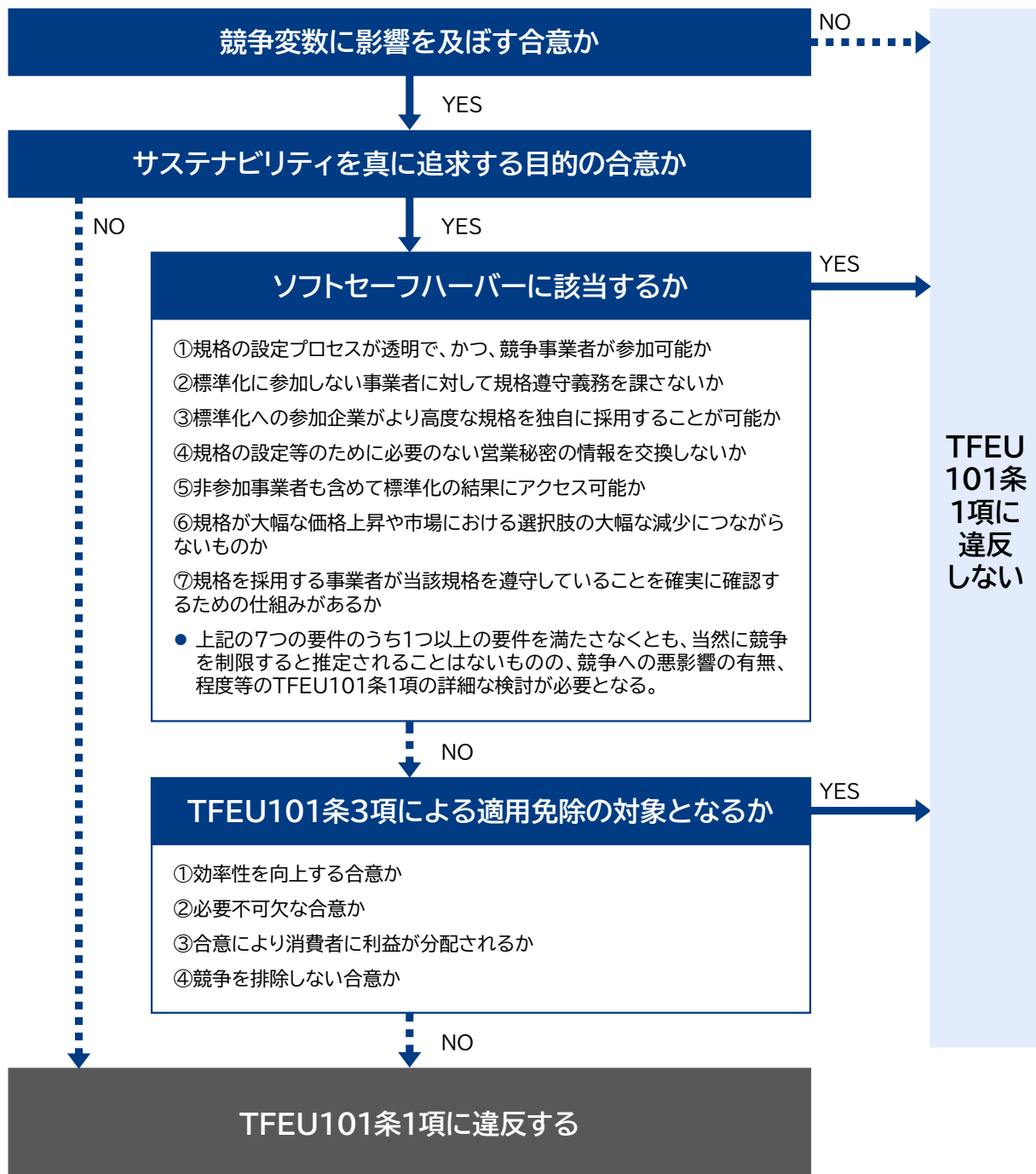


図 4-1 水平的協力ガイドライン改正案におけるサステナビリティ合意の検討プロセス

出所)三菱総合研究所作成

(1) 競争変数に影響を及ぼす合意か

まず、本ガイドライン案は、サステナビリティ合意が価格、数量、品質、選択肢又はイノベーション等の競争変数に影響を及ぼすものでない場合は、競争法上の問題は生じないとしている。具体的には、例えば、①事業者の経済活動ではなく、その内部的な活動(例:使い捨てプラスチック容器の社内における使用の削減、ビルの空調の温度設定に関する制限、紙への印刷の1日あたりの数量制限)のみを対象とす

る合意、②サステナブルなサプライチェーン、製造プロセス又は販売方法等に関するデータベースの作成についての合意、③事業者や顧客の環境保護意識を高めるための業界横断的なキャンペーン実施の合意は、いずれも TFEU101 条の適用を受けるものではないとしている¹¹。

(2) TFEU101 条 1 項該当性の検討

価格、数量、品質、選択肢又はイノベーション等の競争変数のうち 1 つ以上に影響を及ぼすサステナビリティ合意については、TFEU101 条 1 項が規制する事業者間の共同行為に該当しないかが問題となる。

1) サステナビリティを真に追求することを目的とした合意か

本ガイドライン案は、まず、問題となる事業者間の合意がサステナビリティを真に追求することを目的としたものであるかどうかを問題とする。この検討は、サステナビリティを口実とした不当な競争制限合意(いわゆる“greenwashing”)に対処するためのものであると位置付けられる。

すなわち、問題となる事業者間のサステナビリティ合意が TFEU101 条 1 項に抵触しないことを主張する事業者は、自分たちの合意がサステナビリティを真に追求することを目的としたものであり、サステナビリティを口実とした不当な競争制限合意ではないことを、証拠をもって示さなければならないとされる¹²。事業者がこの立証に失敗した場合は、その合意は“restriction by object”(目的による競争制限)に該当し、TFEU101 条に違反するものと判断されることになろう¹³。他方、事業者がこの立証に成功した場合には、TFEU101 条 1 項に抵触するかどうかは、その合意が生じさせるサステナビリティの効果を検討した上で判断される。

2) ソフトセーフハーバー

その上で、本ガイドライン案は、サステナブルでない製品や製造方法をサステナブルなものに置き換える等、事業者間でサステナビリティに関する規格を設定して遵守する旨の合意(以下「サステナビリティ標準化合意」という。)¹⁴を例としてサステナビリティの効果の検討方法について解説している¹⁵。具体的には、本ガイドライン案は、サステナビリティ標準化合意を例として、TFEU101 条 1 項に抵触しないこととなるためのセーフハーバー基準を示し、以下の要件を満たすサステナビリティ合意は TFEU101 条 1 項に抵触しないものとしている¹⁶。

¹¹ 本ガイドライン案 551～554 項。

¹² 本ガイドライン案 560 項。

¹³ 理論上は、TFEU101 条 1 項に抵触したとしても、TFEU101 条 3 項の適用免除で正当化され得るが、真にサステナビリティの追求を目的とした合意であると認められなかった合意は、後述する「(正当な)目的達成に必要な不可欠な合意であること」という TFEU101 条 3 項による正当化の要件を通常は満たさず、正当化されることは現実的には考えがたい。

¹⁴ 本ガイドラインは、サステナビリティ標準化合意については、一般的な標準化合意との間に共通性を有するものの、①一定の要件を満たすとラベル・ロゴ・ブランドの確立につながる、②サステナビリティの規格を遵守すると製造・流通コストが上昇して製品の価格の上昇につながる、③技術間の相互運用性や互換性の問題とは関係がない、及び④特定の技術や製造方法を課すことなく達成すべき目標を規定するだけの場合があるといった点で、一般的な標準化合意とは異なる特徴を有すると捉えている(本ガイドライン案 563～567 項)。

¹⁵ 当然ながら、そのサステナビリティ標準化合意が、サステナビリティを真に追求する目的のものでなければ、“restriction by object”(目的による競争制限)に該当し、以下の検討の対象とはならない(本ガイドライン案 570～571 項)。

¹⁶ 本ガイドライン案 572 項。

- ① 規格を策定する手続が透明であり、関心のある競争事業者が規格の設定プロセスに参加することができること。
- ② 規格に参加していない事業者に対し、採用された規格を遵守する義務を課さないこと。
- ③ 規格に参加している事業者であっても、独自により高度な規格を自由に採用することができること。
- ④ 規格の設定等のために必要のない営業秘密の情報を交換しないこと。
- ⑤ 非参加事業者も含めて標準化の結果へのアクセスを確保すること。
- ⑥ 規格が大幅な価格上昇や市場における選択肢の大幅な減少につながるものでないこと。
- ⑦ 規格を採用する事業者が確実に当該規格を遵守していることを確認するための仕組みがあること。

なお、上記のセーフハーバー基準は“Soft safe harbour”であり、上記の 7 要件のいくつかを満たさないからといって、当然にそのサステナビリティ合意が競争を制限していると推定されるわけではないとされる¹⁷。ただし、上記の 7 要件の中に満たさないものがある場合には、そのサステナビリティ合意が競争への悪影響を生じさせるか否か、またその影響の程度を分析する必要があるとしている。

その際、サステナビリティ標準化合意の影響を分析するにあたっては、当該規格に適合した製品の市場占拠率カバレッジを考慮する必要があるものの、仮に市場占拠率カバレッジが高かったとしても、規格外製品の販売が制限されていなければ、規格外の競合品との競争が予想されるため、競争が制限されることにはならないとされている¹⁸。

(3) TFEU101 条 3 項による適用免除

ここまでの検討により、TFEU101 条 1 項が規制する事業者間の共同行為には該当しないと判断できなかったサステナビリティ合意については、TFEU101 条 3 項が定める適用免除により正当化されるかを検討することになる。

本ガイドライン案は、TFEU101 条 3 項が定める 4 つの要件、すなわち、①効率性を向上させる合意であること、②目的達成に必要不可欠な合意であること、③合意がもたらす便益が消費者に分配されるものであること、及び④競争を排除するおそれがないことのそれぞれについて、サステナビリティ合意の場合の検討方法を示している¹⁹。

1) 効率性を向上させる合意であること

問題となる合意が商品の生産・販売の改善に寄与すること、又は技術若しくは経済成長の促進に貢献することが必要となる。当該要件は、コストの減少にとどまらず、製品の多様化、品質向上、製造販売過程の向上、イノベーションの加速等の場合も該当するものとして広義に解釈されており、サステナビリティ合意については、特定の材料、技術、生産方法等によりもたらされる広い範囲のサステナビリティに関する便益を効率性の向上として考慮することができ、例えば、よりクリーンな生産・販売技術の利用、汚染の軽減、生産・販売条件の向上、インフラやサプライチェーンの弾力性の向上、製品の品質の向上

¹⁷ 本ガイドライン案 574 項。

¹⁸ 本ガイドライン案 575 項。

¹⁹ なお、上記①～④の順番は、TFEU101 条 3 項が定める順番に沿ったものではなく、本ガイドライン案が説明の便宜のために並べ替えた順番に沿ったものである。

等により効率性が向上するとされている²⁰。ただし、これらの効率化の向上は、実証され、具体的でかつ検証可能である必要があり、効率性の向上を主張する事業者が説明する必要があるとする²¹。

2) 目的達成に必要不可欠な合意であること

目的の達成に不可欠ではない制限を課してはならず、合意の当事者は、制限が合理的に必要であり、他により制限の少ない実行可能な方法がないことを実証する必要がある。サステナビリティ合意の場合、サステナビリティ合意によって参加事業者課される義務は、原則として、合意の目的を達成するために必要な範囲を超えてはならないとされる²²。

例えば、サステナブルな製品の需要が大きい場合や、EU法又は国内法がサステナブルな目標の遵守を義務付けている場合には、サステナビリティ合意は、サステナブルな便益の達成のために不可欠ということにはならないものの、より費用効率の高い方法によりサステナブルな目標を達成するという文脈に限っては不可欠ということができるとされる²³。

また、必要な投資におけるフリーライドの回避等、市場の失敗のためにサステナビリティの目標達成にサステナビリティ合意が必要となる場合も必要不可欠性は認められ得るとされる²⁴。

この他、規模の経済の達成にサステナビリティ合意が必要である場合や、消費者が将来得られる便益を認識しておらず、即時的な効果の重要性を過大評価している場合(例えば品質の向上やイノベーションの推進を認識せずに製品の価格のみを重視している場合)にも、サステナビリティ合意の必要不可欠性は認められ得るとされる²⁵。

3) 合意がもたらす便益が消費者に分配されるものであること

消費者がサステナビリティ合意による便益の公正な分配を受けることが必要とされる。この点、本ガイドライン案は、ここで言う「消費者」とは、合意の対象となっている商品の直接的又は間接的な利用者を指し、サステナビリティ合意によってこれらの消費者にもたらされる便益が不利益を超え、関連市場の消費者の全体の便益が少なくともニュートラルになった場合に便益の公正な分配があるものとしている²⁶。

その上で、本ガイドラインは、消費者の便益について、(a)“Individual use value benefits”(個人の使用価値の便益)、(b)“Individual non-use value benefits”(個人の非使用価値の便益)、及び(c)“Collective benefits”(集団的便益)の3つに分けて検討している。

- (a)の個人の使用価値の便益とは、消費者が合意の対象製品を消費又は使用することによる便益であり、サステナビリティ合意の場合、例えば、有機野菜による豊富な栄養、プラスチック包装削減による低価格化等がこれに該当するとしている²⁷。
- (b)の個人の非使用価値の便益は、より高価ではあるが環境に優しい洗浄液や燃料等、消費者の好みにより、品質が高いと感じ、消費者が間接的な便益を受けるものである²⁸。この便益を主

²⁰ 本ガイドライン案 577～578 項。

²¹ 本ガイドライン案 579 項。

²² 本ガイドライン案 581 項。

²³ 本ガイドライン案 583 項。

²⁴ 本ガイドライン案 584 項。

²⁵ 本ガイドライン案 585～586 項。

²⁶ 本ガイドライン案 588 項。

²⁷ 本ガイドライン案 590～591 項。

²⁸ 本ガイドライン案 594～595 項。

張する合意の当事者は消費者の選好に関する説得的な証拠を提出する必要があるとする²⁹。

- (c)の集団的便益とは、消費者の選好に関係なく発生し、関連する市場の消費者がより大きな受益者グループの一部である場合の便益をいう³⁰。通常、制限的な合意に基づく悪影響と便益の利益衡量は、当該合意に関連する市場の範囲内でのみなされるが、2つの市場が関連している場合には、影響を受ける消費者グループが実質的に同じであるならば、別の市場で生じた効率性も考慮することができるとされる。その上で、当該合意に関連する市場の消費者が市場外の受益者と実質的に重複するかその一部であり、それが当該市場における消費者の不利益を十分に打ち消すものであるならば、市場外で発生する集合的便益を考慮することができるとされる。

例えば、汚染の少ない燃料を購入するドライバーがきれいな空気の恩恵を受けることができるという場合は、当該ドライバーは消費者であると同時に受益者でもあるため、サステナビリティの便益を考慮に入れることができるとする。他方、栽培される土地の化学物質と水の使用を削減できる綿で作られた衣服を消費者が購入する場合、消費者と受益者との間に実質的な重複はなく、集団的便益が関連市場の消費者にもたらされる可能性は低いとされる(この場合、消費者の選好により自らの間接的な便益と考えるときには、環境に関する便益は(b)の便益として考慮することができる)³¹。

そして、集団的便益を考慮するためには、当事者は、①主張する便益を明確に説明し、当該便益が既に発生している又は発生する可能性が高いことを示す証拠を提出すること、②便益の受益者を明確に定義すること、及び③関連する市場の消費者が当該市場外の受益者と実質的に重複するかその一部であることを示す必要があるとされる³²。

なお、集団的便益の測定及び定量化の経験はまだ不十分であるため、事例が蓄積した後にはこの点に関するさらなるガイダンスを提供する方針であるとされる³³。

また、上記(a)から(c)までの便益については、事案ごとに、いずれか1つの便益だけでも足りる場合もあり得るが、2つ又は3つの便益を示すことが必要になることもあり得るとされる³⁴。

4) 競争を排除するおそれがないこと

合意によって、対象となる製品に関する実質的な競争が排除されることになってはならない。この点、例えば、競争を制限する合意が業界全体を対象とし、品質や多様性に関する競争が制限されたとしても、価格に関する競争が制限されていない等、少なくとも1つ以上の重要な競争変数について競争が継続されるのであれば、本要件は満たすとされる³⁵。

また、例えば、サステナビリティ合意において、製品の製造に特定の汚染技術やサステナブルでない材料を使用しないことを合意したとしても、最終製品の価格や品質に関する競争が継続される場合や、従来の製品に代わるよりサステナブルな新製品に対する消費者の意識を醸成することを目的として、期間を限定して一時的に新製品の生産のために従来の製品の生産を制限するにとどまるような場合には、競争を排除したことにはならないとされる³⁶。

²⁹ 本ガイドライン案 599 項。

³⁰ 本ガイドライン案 601 項。

³¹ 本ガイドライン案 604 項。

³² 本ガイドライン案 606 項。

³³ 本ガイドライン案 608 項。

³⁴ 本ガイドライン案 609 項。

³⁵ 本ガイドライン案 611 項。

³⁶ 本ガイドライン案 613～614 項。

(4) 小括

本ガイドライン案は、以上の検討方法を説明した上で、以下のように具体的な仮想設例を示して、各検討の具体的な方法を例示している。

- ① ソフトセーフハーバーの対象になる例(シリアルの過剰包装を抑制する基準を示す場合で、価格への影響はあるものの、透明な手続等、ソフトセーフハーバーの要件を満たす例)
- ② 競争への影響を及ぼさない例(“フェアートレードフルーツ”というラベルを制定する場合で、価格への影響があるものの、他の製品の市場シェアが高く、参加が任意であること等から競争への影響がないとされる例)
- ③ TFEU101 条 1 項の要件に該当せず又は TFEU101 条 3 項の要件を満たす例(食品の脂肪含有率の削減の合意をする場合で、消費者の選択肢を減らすことになるものの、価格等の他の要素での競争が継続し、また、消費者の健康という便益が選択肢の減少という悪影響を上回るとされる例)
- ④ TFEU101 条 3 項の要件を満たさない例(森林保護のためにサステナブルな木材の利用を義務付ける合意をする場合で、サステナブルな便益が価格上昇という悪影響を上回る可能性が低いこと、また、既に事業者がより高い水準の規格を利用しており必要不可欠な合意でないことを理由に、TFEU101 条 3 項の要件を満たさないとされる例)
- ⑤ TFEU101 条 1 項の要件に該当するが TFEU101 条 3 項の要件を満たす例(環境に悪い冷蔵庫の型式の製造を段階的に終了する合意をする場合で、冷蔵庫の性能が向上すること、事前に行っていたキャンペーンでは効果がなく合意が必要不可欠であること、環境保護という集団的便益や節水・節電による光熱費の削減という個人的便益が消費者に生じること、及び他の型式の競争が継続することから TFEU101 条 3 項の要件を満たすとされる例)

最後に、本ガイドライン案の特徴としては、以下の点が挙げられる。

- 合意に参加する事業者は、そのサステナビリティ合意が競争法上正当化されるものであることを具体的に説明することを広く求めており、事業者の説明責任が重視されている。
- TFEU101 条 3 項の要件③(合意がもたらす便益が消費者に分配されるものであること)においては、基本的に市場における消費者に対する便益の分配を求める従前の枠組みを堅持している。
- サステナビリティ合意を正当化する便益の範囲については、個人の使用価値の便益、個人の非使用価値の便益、集団的便益の3つに分けて検討するなど、柔軟な解釈を試みている。

4.2 オランダにおける検討状況

4.2.1 EU レベルでの議論への積極的な関与

欧州委員会が 2021 年 9 月 14 日に Policy Brief を公表した直後、オランダ競争当局(ACM)は、2021 年 9 月 27 日付けで、“What is meant by a fair share for consumers in article 101(3) TFEU in a sustainability context?”と題する文書³⁷を公表した。

³⁷ ACM, ACM Legal Memo, 27 September 2021 - What is meant by a fair share for consumers in article 101(3) TFEU in a sustainability context? (2021)

ACM は、2021 年 1 月にサステナビリティに関する合意についてのガイドラインの Second draft³⁸ (ガイドライン草案)を公表する等、サステナビリティを推進する競争政策のあり方に関する検討において積極的な検討を行っている。上記の文書は、メモランダムという簡略な形式のものであるが、TFEU101 条 3 項の文言及び関連裁判例(特にマスターカード事件 EU 司法裁判所判決³⁹)を分析し、TFEU101 条 3 項のサステナビリティに関する合意に対する適用にあたっては、“out of market efficiencies” (市場外の効率性)を幅広くかつ柔軟に考慮するよう主張するものである⁴⁰。

また、ACM は、2022 年 2 月 28 日、まだ草案段階であるにもかかわらず、ガイドライン草案を具体的な 2 つの事案に適用して事業者間の取組みを許容する判断をしたと公表している⁴¹。

1 つ目の事案は、複数の企業から構成されるエネルギーや水の需要者団体の会員が、共同で、今後風力発電所を建設する予定の事業者と複数年の電力供給契約を締結することが競争法に抵触しないか、ACM に確認を求めたものである。この事案につき、ACM は、目的の正当性を認めた上で、合意の対象とならない風力発電事業者から電力を購入する機会も十分残されているとして、競争法に抵触するものではないと判断した。

2 つ目の事案は、複数の配電事業者が、CO2 排出量削減に向けた投資を進める観点から、購入・投資決定を行う際の計算モデルで用いる CO2 排出量の価格として、50 ユーロ/CO2 トン(その後、100 ユーロ/CO2 トンに引上げ)を使用することを事業者間で合意することについて、ACM に承認を求めたものである。この事案につき、ACM は、目的の正当性を認めた上で、CO2 排出量の価格が上昇したとしても、それを上回るサステナビリティの利益が実現でき、すべてのエネルギー需要家がこの合意の恩恵を受けるとして、カルテル規制の適用除外にあたると判断した。

4.2.2 サステナビリティに関する適用除外を認める立法の推進

オランダ政府によるサステナビリティを推進する競争政策上の取組みのもう 1 つの重要な柱が、2019 年 7 月に国会に提出された「持続可能性イニシアチブの可能性に関する法律案⁴²」(Wet ruimte voor duurzaamheidsinitiatieven)である。この法律案は、端的に言えば、事業者等⁴³は、持続可能性イニシアチブの立法化を申請することができ、審査の結果、それが公共の利益に適合すると認められれば、当該持続可能性イニシアチブにつき一般的な法的拘束力のあるルールを制定する、というものである。

(<https://www.acm.nl/sites/default/files/documents/acm-fair-share-for-consumers-in-a-sustainability-context.pdf>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

³⁸ ACM, Guidelines on Sustainability Agreements – Opportunities within Competition Law (second draft) (2021) (<https://www.acm.nl/sites/default/files/documents/second-draft-version-guidelines-on-sustainability-agreements-opportunities-within-competition-law.pdf>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

³⁹ Case C-382/12P, MasterCard and Others v Commission (11 September 2014)

⁴⁰ ACM が公表しているガイドライン草案の 45 項以下を参照。なお、ベルギーの競争当局(ABC)も、この点に関するオランダの立場を支持しているとされる。Parr “Belgian agency supports ‘out-of-market’ benefits in sustainability debate – ABC head” (<https://app.parr-global.com/intelligence/view/intelcms-z6rpnn>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁴¹ <https://www.acm.nl/nl/publicaties/acm-positief-over-samenwerking-bedrijven-om-duurzaamheid-energiesector-te-bevorderen>(2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁴² この日本語訳は、柳武史「オランダにおける『持続可能性イニシアチブの可能性に関する法律案』の法的構造」183 頁(一橋法学 20 巻 1 号)(2021)によった。以下、この法律案に関する記述においては、これにならい「持続可能性イニシアチブ」という用語を用いるが、「サステナビリティの実現に向けた取組み」と読み替えても概ね差し支えない。

⁴³ 法律案では、申請の主体を限定しないが、実際には具体的な取組みを計画している企業等が申請することが多いのではないかと推測されるため、このように記載している。

持続可能性イニシアチブに立法としての形式が付与されれば、それは競争法(オランダ競争法 6 条)と形式において同等となり、当該持続可能性イニシアチブに対するオランダ競争法 6 条の適用にあたっては一定の制約(あるいは部分的な適用除外)が生じることになる。

もっとも、この法律案には、単一市場により EU 域内においては国境を越えた経済活動が保障されている状況の下で、オランダ以外の企業による持続可能性イニシアチブはどのように扱われるのか、あるいは、そもそもそのような立法は、EU 法(ここでは TFEU101 条が想定される。)の趣旨を損なう国内法の制定等を禁じる Treaty on European Union(EU 条約)4 条 3 項に抵触するのではないか、といった問題が指摘され、議会通過の見通しが立たない状況が続いていた。その後、2022 年 1 月 17 日、オランダ政府は、この法律案を保留とすることを公表している⁴⁴。ただし、2022 年 1 月に成立した連立与党間の合意では、今後、サステナビリティの実現に向けた取組みを競争法の適用除外とする競争法の改正を目指すこととされている⁴⁵。

4.3 ギリシャにおける検討状況

ギリシャ競争当局(HCC)は、2021 年 7 月、サステナビリティの実現に向けた事業者間の取組みについて規制のサンドボックス制度を導入するとの案につき、2021 年 8 月まで意見公募を行う旨を公表した⁴⁶。HCC が公表したサンドボックス制度の概要⁴⁷は以下のとおりである。

- 事業者が、サステナビリティの実現に向けた取組み⁴⁸の計画について提案を行う。
- 既存の競争法(ギリシャ競争法 1 条、TFEU101 条)の判断枠組み(ガイドラインや先例を含む。)を踏まえて競争への影響等につきギリシャ競争当局が審査を行う。
- 事業者による提案は、HCC のウェブサイト に設けられる専用プラットフォーム(事業者、HCC 及び一部の利害関係者が参加可能。)に掲載され、HCC による情報リクエストや、参加者間の意見交換が行われる。
- 審査のタイムテーブルは、企業結合規制のタイムテーブルに準じる。
- 審査の結果、許容される計画については、HCC がノーアクションレターを発出する。
- 競争への影響の程度・内容によっては、ノーアクションレターに条件が付されることがある。参加事業者は当該条件を遵守しなければならず、遵守状況は HCC によるモニタリングの対象となる。

規制のサンドボックス制度の活用は、欧州委員会の Policy Brief でもアイデアとして言及されていたところであり、不確実性を除去するために有用な手段であると考えられる。このサンドボックス制度が

⁴⁴ Brief van de Minister-President, minister van Algemene Zaken (Letter from the Prime Minister, Minister of General Affairs) (17 January 2022) (https://www.eerstekamer.nl/behandeling/20220117/brief_van_de_minister_president/document3/f=/vlq2bxzkijmy.pdf, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁴⁵ PaRR, Dutch government coalition to propose competition law revisions for sustainability, media (3 January 2022) (<https://app.parr-global.com/intelligence/view/intelcms-m7k2mz>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁴⁶ HCC, Public consultation: Proposal for the creation of a sandbox for sustainability and competition (2021) (<https://www.epant.gr/en/enimerosi/press-releases/item/1471-press-release-public-consultation-proposal-for-the-creation-of-a-sandbox-for-sustainability-and-competition.html>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁴⁷ HCC, Sustainability Sandbox (2021) (<https://www.epant.gr/en/enimerosi/sandbox.html>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁴⁸ 基本的に事業者間の水平的協力行為が想定されているが、単独行為も排除されていない。

ギリシャで実現すれば、欧州における初の試みとなる。なお、HCC は、このサンドボックス制度を 2022 年 12 月頃から実施することを目指して準備を進めており、合わせてノーアクションレターを発する権限を HCC に付与する競争法の改正を実現するよう政府に要請しているとされる⁴⁹。

4.4 オーストリアにおける競争法の改正

オーストリアにおいては、2021年7月の法改正によりサステナビリティに関する規定が競争法に導入された。ここまで見たように、EU 及びいくつかの加盟国において、サステナビリティに関する事業者間の共同行為の競争法上の位置付けをガイドライン等の形で明確化する取組みが進められているが、サステナビリティに関する規定を競争法に定めたケースはこれまでのところ他に例がなく、注目に値する。

オーストリアのカルテル法⁵⁰は、1 条でカルテルを原則禁止とした上で、2 条 1 項で、製品の製造や流通の改善、技術や経済の進歩の促進に寄与する共同行為については、共同行為の結果として生じる利益の消費者への公正な分配等の要件を満たせば、1 条によるカルテル規制の適用除外としている。ここで取り上げる法改正⁵¹は、カルテル法 2 条 1 項に、商品の生産や流通の改善、技術や経済の進歩の促進が、環境的に持続可能な経済や気候中立な経済に大幅に貢献するものである場合には、共同行為の結果として生じる利益が消費者に公正に分配されているものとする旨の文言を追加するものであり、2021 年 9 月 10 日に既に施行されている。

本改正法は、環境的に持続可能な経済や気候中立な経済への貢献が、カルテル規制の適用除外の考慮要素となることを法律上明記したものである。EU 競争法の議論においては市場外で消費者にもたらされる便益を、共同行為の弊害の程度を分析する上で考慮することができるとなってきた。本改正法は、サステナビリティという市場外で生じる利益によって共同行為により生じる弊害を減じることが認めたと評価できる⁵²。なお、本改正法がサステナビリティを独立の要件とはせず、その利益が大きい場合に限り、かつ、既存の適用除外要件を適用する際の考慮要素として扱う形を採っているのは、EU 競争法における従前の議論や先例との整合性に配慮したものとも考えられる⁵³。

なお、オーストリア競争当局が 2022 年上半期にもガイドラインを公表する予定であるとの情報がある⁵⁴。

4.5 ドイツにおける検討状況

ドイツ競争当局(FCO)は、近時、サステナビリティの実現に向けたいくつかの具体的な企業間の取組

⁴⁹ PaRR, Greek agency eyes December start for sustainability ‘sandbox’ - HCC head (23 November 2021) (<https://app.parr-global.com/intelligence/view/intelcms-ds9c9f>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁵⁰ Kartellgesetz 2005 (Cartel Act 2005), Austrian Federal Gazette I 2005/61 as amended.

⁵¹ Kartell- und Wettbewerbsrechtsänderungsgesetz 2021 (Cartel and Competition Law Amendment Act 2021), Austrian Federal Law Gazette I 2021/176.

⁵² Viktoria H.S.E. Robertson, The New Sustainability Exemption in Austrian Competition Law, p.6 (2021) (https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3957551, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁵³ OECD, Environmental Considerations in Competition Enforcement, pp.17-18 (2021) (<https://www.oecd.org/daf/competition/environmental-considerations-in-competition-enforcement-2021.pdf>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁵⁴ Viktoria H.S.E. Robertson, The New Sustainability Exemption in Austrian Competition Law, p.11 (2021) (https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3957551, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

みについて見解を表明している⁵⁵。

4.5.1 バナナ業界における賃金に関する取組み

この事案は、小売業者らがプライベートブランドのバナナの流通網における労働者の賃金に関して、責任ある調達等による改善を促すための基準を設定するものである。

FCO は、この事案について、目的の正当性を認めた上で、価格等に関するセンシティブ情報の交換や最低価格の設定等を伴わないことから、競争法に抵触するものではないとの見解を表明している⁵⁶。

4.5.2 動物の福祉に関する取組み

この事案は、小売業者らが、食肉の生産に関し、Animal welfare(動物の福祉)に配慮している飼育者に対し、屠殺業者を介して報奨金(例:豚肉については、豚 1 頭あたり 5.28 ユーロ)を支払う取組みである。この取組みは従前から存在し、都度 FCO による再検討が行われている。

FCO は、今般の再検討において、同取組みの対象となった食肉がラベル等で消費者に分かるようにすることや、支払内容を随時見直すよう求めたものの、同取組みは過渡期の制度として許容されるとしている⁵⁷。

4.5.3 生乳価格の引上げに関する取組み

この事案は、牛乳製造業者らが、生乳の価格は生乳生産者のコストを十分に賄うに足りるものではないとして、生乳生産者に対して支払われる生乳の価格を一定の水準に定めようとしたものである。

FCO は、この事案について、牛乳の生産コストを引き上げ、その結果、牛乳の価格に直接的に影響を及ぼすこと、また、事業者側からサステナビリティの要素を考慮に入れた生乳の生産に関する基準についての説明が十分になされなかったこと等から、同取組みは競争法に抵触するとしている⁵⁸。

4.6 英国における検討状況

英国の競争当局(CMA)は、2021 年 7 月にビジネス・エネルギー・産業戦略大臣からの要請を受けて、競争法とサステナビリティの関係についての政策ガイダンスの取りまとめを進めてきたところ、意見

⁵⁵ この他、ドイツ連邦経済・気候変動対策省が公表した 2025 年までの競争政策アジェンダでもサステナビリティの問題は取り上げられているが、その内容は概括的なものとどまる。(https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/0-9/10-punkte-papier-wettbewerbsrecht.pdf?__blob=publicationFile&v=6, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁵⁶ FCO, Achieving sustainability in a competitive environment – Bundeskartellamt concludes examination of sector initiatives (18 January 2022) (https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2022/18_01_2022_Nachhaltigkeit.html, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁵⁷ FCO, Achieving sustainability in a competitive environment – Bundeskartellamt concludes examination of sector initiatives (18 January 2022) (https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2022/18_01_2022_Nachhaltigkeit.html, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁵⁸ FCO, Surcharges without improved sustainability in the milk sector: Bundeskartellamt points out limits of competition law (25 January 2022) (https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2022/25_01_2022_Agrardialog.html?nn=3591568, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

募集を経て、2022 年 3 月 14 日、持続可能性と英国の競争・消費者制度に関する英国政府への助言という形で政策ガイダンスを公表した⁵⁹。

この中で、CMA は、事業者間の共同行為による悪影響を受ける消費者の集団と、便益を受ける消費者の集団との間に重複がない場合、その便益は競争法 9 条(TFEU101 条 3 項に相当する。)による適用免除の判断において、原則として考慮されないという現時点における判例の枠組みを確認しつつも、その枠組みは実際の事案への適用にあたっては柔軟に運用されてきたことや、将来判例が変わる可能性があることを指摘し、サステナビリティの便益を柔軟に考慮することに積極的な考えを示している。

また、CMA は、サステナビリティの問題に対処するために現時点で競争法を改正する必要があるわけではないとしつつも、現時点での法制度上も、国務省が公共の利益等を理由として競争法上の判断に介入する手段が認められていることを指摘し、競争法がサステナビリティ合意の実現にとって深刻な障害となる場合にはこれらの手段を活用する可能性も示唆している。

また、今後、CMA 内に Sustainability Taskforce を設置し、サステナビリティ合意に関する具体的な競争法のガイドライン(ガイダンス)の作成を進める予定であるとされ、2022 年の早い時期に公表される見込みである⁶⁰。

4.7 OECD における検討状況

OECD は、2020 年 12 月開催のカンファレンス(“Sustainability and Competition”)⁶¹に続き、2021 年 12 月 1 日、Zoom 会議によるカンファレンス(“Environmental Considerations in Competition Enforcement”)を開催し、その Background Note として“Environmental Considerations in Competition Enforcement”と題する文書⁶²を公表した。この文書は、各国競争当局によるサステナビリティと競争当局による規制の関する分析方法について、同カンファレンス時点における各主要競争当局における議論の状況について整理したものである。

この文書が取り扱う項目は、支配的地位の濫用(Abuse of dominance)や企業結合規制(Merger control)も含め多岐に渡るが、サステナビリティに関する合意に関する効率性の分析については、以下のような問題を取り上げている。

- どの範囲の影響を考慮すべきか

この点については、環境についての影響に関する費用便益分析の手法を示した資料として、

⁵⁹ CMA, Environmental sustainability and the UK competition and consumer regimes: CMA advice to the Government (2022) (<https://www.gov.uk/government/publications/environmental-sustainability-and-the-uk-competition-and-consumer-regimes-cma-advice-to-the-government/environmental-sustainability-and-the-uk-competition-and-consumer-regimes-cma-advice-to-the-government>, 2022 年 3 月 16 日最終閲覧)

⁶⁰ PaRR, CMA to address government on sustainability soon, issue guidance this year – UK Comp Law 2022 (24 February 2022) (<https://app.parr-global.com/intelligence/view/intelcms-jsghsb>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁶¹ OECD, Sustainability and competition (2020) (<https://www.oecd.org/daf/competition/sustainability-and-competition.htm>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁶² OECD, Environmental Considerations in Competition Enforcement (2021) (<https://www.oecd.org/daf/competition/environmental-considerations-in-competition-enforcement-2021.pdf>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

OECDのガイドライン⁶³、オランダ及びギリシャの競争当局のテクニカルレポート⁶⁴、OECD 競争委員会のディスカッションペーパー⁶⁵が紹介されている。また、デジタルマーケットにおいてプライバシー保護が消費者による選好に必ずしも反映されていないことと、環境問題に対する消費者による選好は似ている面があると指摘する⁶⁶。

- どの範囲の消費者を考慮すべきか

この点については、環境に関する合意は人類や社会全体の問題であって、他の合意とは大きく性質が異なり、市場外の影響(効率性)を考慮することも消費者の福祉を基準とする伝統的な解釈から外れないと指摘している⁶⁷。

- どのようなタイムフレームで環境についての影響を考慮するか

この点については、環境に関する評価については、消費者や社会に利益をもたらすのに時間がかかるため、通常のタイムフレームでは現実の環境への影響を把握しきれないと指摘する⁶⁸。

- 環境についての影響とその他の影響とのバランスをどのように取るか

この点については、環境についての影響を定量化する手法の存在や、オランダ競争当局が草案を公表しているガイドラインにおいてセーフハーバーを設ける可能性を認めていること等が紹介されている⁶⁹。

⁶³ OECD, Cost-Benefit Analysis and the Environment: Further Developments and Policy Use (2018) (https://www.oecd-ilibrary.org/environment/cost-benefit-analysis-and-the-environment_9789264085169-en, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁶⁴ HCC and ACM, Technical Report on Sustainability and Competition (2021) (<https://www.epant.gr/en/enimerosi/publications/research-publications/item/1284-technical-report-on-sustainability-and-competition.html>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁶⁵ OECD, Measuring environmental benefits in competition cases- Note by Nadine Watson (2021) ([https://one.oecd.org/document/DAF/COMP\(2021\)14/en/pdf](https://one.oecd.org/document/DAF/COMP(2021)14/en/pdf), 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁶⁶ OECD, Environmental Considerations in Competition Enforcement, p.16 (2021) (<https://www.oecd.org/daf/competition/environmental-considerations-in-competition-enforcement-2021.pdf>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁶⁷ OECD, Environmental Considerations in Competition Enforcement, pp.18-19 (2021) (<https://www.oecd.org/daf/competition/environmental-considerations-in-competition-enforcement-2021.pdf>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁶⁸ OECD, Environmental Considerations in Competition Enforcement, p.20 (2021) (<https://www.oecd.org/daf/competition/environmental-considerations-in-competition-enforcement-2021.pdf>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

⁶⁹ OECD, Environmental Considerations in Competition Enforcement, pp.20-21 (2021) (<https://www.oecd.org/daf/competition/environmental-considerations-in-competition-enforcement-2021.pdf>, 2022 年 3 月 10 日最終閲覧)

令和 3 年度産業経済研究委託事業(グリーン社会の実現と競争政策に関する論点整理に向けた調査)
報告書

2022年3月

株式会社三菱総合研究所
サステナビリティ本部
TEL (03)6858-3553
